

公益財団法人熊本市上下水道サービス公社

車両賃貸借業務仕様書

公益財団法人熊本市上下水道サービス公社車両賃貸借業務契約（長期継続契約）の実施については、契約書及び本仕様書によるほか、細部については、公社の指示に基づいて行わなければならない。

1 契約締結方法

この賃貸借契約は、熊本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号及び熊本市契約事務取扱規則第16条の2第1項第5号に準ずる長期継続契約である。

2 履行期間

令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで
60ヶ月(長期継続契約)

3 履行場所

公益財団法人熊本市上下水道サービス公社 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

4 リースの形態について

メンテナンスリース方式

5 リース内容について

(1) 点検及び整備

内 容	時 期
車検及び法定点検	法定時
安全点検	6ヶ月に1回
タイヤ交換	必要な時期
パンク修理	〃
バッテリー交換	〃
オイル、不凍液の交換及び補充	〃
エレメント交換	〃
消耗品の交換	〃
故障・修理（ロードサービス含む）	〃

※車検及び法定点検は、実施予定の1ヶ月前に通知し、日程調整を行ったうえで実施すること。

※点検及び整備については、実施後に状況を報告すること。(様式は各社の様式で可)

※車検、法定点検及びその他修理の際、代車要求があった場合は提供すること。

(2) 任意保険契約について

保険契約の相手方は、各社の取引関係会社で可。ただし、事故発生時に責任を持って事故処理に対応できる保険会社を選定すること。

ア 契約内容について

- ・ 契約方式：フリート契約
- ・ 車両保険：免責なし
- ・ 対人補償：無制限（1名につき）
- ・ 対物補償：無制限（1事故につき免責なし）
- ・ 無保険車傷害：2億円
- ・ 人身傷害補償保険：3千万円（1名につき）

※公益財団法人熊本市上下水道サービス公社（以下、公社）を被保険者として、自動車保険契約を締結すること。

イ 事故処理について

- ・ 事故発生連絡を受けたときは、遅延なく事実を調査し、その結果について報告すること。
- ・ 示談交渉は、保険会社と連携して責任を持って行うこと。
- ・ 1回の対物事故につき、公社が負担する法律上の損害賠償責任の総額が契約金額を明らかに超える場合においても、公社の行う折衝・示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行うこと。
- ・ 示談書作成の際は、公社と協議の上作成すること。
- ・ 必要に応じて事故の関係書類を提出すること。
- ・ 全ての事故処理が終了次第、交渉の全経過を遺漏なく書面にて報告すること。

6 対象車両及びその仕様について

軽貨物自動車 8台（ハイゼット・エブリイ等と同タイプ）

7 車両仕様について

仕様	
規格	軽貨物車（1BOXタイプ）
トランスミッション	A T ・ C V T（AGS等のセミATは除く）
駆動装置	2WD
パワーステアリング	有り
ルーフ形状	ハイルーフ
乗車定員	4名程度
全長×全幅×全高	3,400mm×1,480mm×1,900mm以下
色（塗装）	白（車体標準仕様色）
ナンバーについて	不問

文字(社名ロゴ) 記入	記入箇所：側面 2 箇所、背面 1 箇所 ※記入文字等については、別紙のとおり。
安全装備	衝突防止・軽減装置あり
主要装備等	エアコン、エアバック、AM/FM ラジオ、フロアマット一式、サイドバイザー一式、集中ドアロック、ビニールレザーシート表皮、その他標準装備一式
その他	ドライブレコーダー（カメラ一体型、前方録画、フル HD 録画、32GB 以上のメモリーカード付属）を装着すること。

8 想定する平均年間走行距離と使用・走行区域について

当該車両で想定する平均年間走行距離は、7,000 km/1 台とする。

使用・走行区域は、通常、熊本市全域及び熊本市と堺を接する地域を想定する。

9 賃貸借料について

賃貸借料に含むものは、下記のとおりとする。

- (1) 車両登録、納車諸費用
- (2) 自動車税、自動車取得税、自動車重量税の納付及びこれを証する書類提出
- (3) 自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険の保険料
- (4) 車検、法定点検等の整備費用及び修理に必要な費用並びにその車両の引取・納車に必要な費用
- (5) 自動車リサイクル料
- (6) 消耗部品の取替費用
- (7) ロードサービス費用
- (8) 文字入れ及び除去費用
- (9) その他車両管理に必要な費用

10 その他

- (1) 車両は全て、日本国の型式認定を受けている四輪自動車の新車であること。
- (2) 最新の排ガス規制値適合車とすること。
- (3) 車両内にリース会社の会社名及び緊急時の連絡先等を記載したものを表示すること。
- (4) リース会社の窓口、担当者、事故・緊急故障時等の各事態に応じた連絡網等を明確にすること。
- (5) 検査後は、公社が指定する場所に納車すること。
- (6) 納車時には、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証の写しを 1 部提出すること。
- (7) クローズドエンド方式とし、履行期間満了後は残価精算なしにて車両返却するものとする。
- (8) 履行期間満了後は、速やかに車体の社名表示を抹消すること。
- (9) 仕様書に記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては公社担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

仕様書7（車両使用について）の文字（社名ロゴ）記入について

- ・ 文字 横 6.0 cm×高さ 6.0 cm（公益財団法人は、横 2.5cm×高さ 2.5cm）
- ・ 文字色 ネイビー色

（イメージ）

公益財団法人
熊本市上下水道サービス公社